

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のお知らせ

国民健康保険

国民健康保険（国保）は、自営業者等が加入する医療保険で、加入者の皆さんの国保税と国・県からの補助金などで成り立っている医療保険制度です。

○国民健康保険税の税率を据え置き

本市の国保財政は赤字が続き、大変厳しい状況にあります。前年度の決算状況などを踏まえ、国保基金を取り崩し赤字を補填することで国保事業の運営は可能と判断し、本年度は税率を据え置くこととしました。

○未就学児均等割額を軽減

地方税法の改正により、本年度から子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図るため、未就学児の均等割額を5割軽減します（表1）。

〈表1〉国保税の未就学児均等割額

区分	改正前	改正後
基礎課税額	21,400円	10,700円
後期高齢者支援金等課税額	7,900円	3,950円
合計	29,300円	14,650円

〈表2〉国保税の賦課限度額

区分	改正前	改正後
基礎課税額	63万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額	19万円	20万円
介護納付金課税額	17万円	17万円
合計	99万円	102万円

○賦課限度額を改正

地方税法施行令の改正により、負担の上限となる賦課限度額のうち、基礎課税額と、後期高齢者支援金等課税額を引き上げました（表2）。

国保財政は危機的な状況にあります

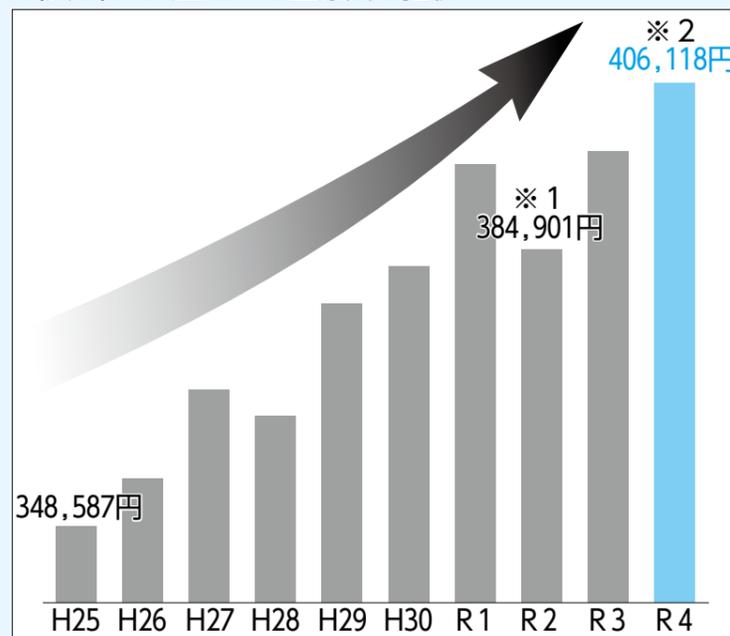
本市の国保財政は、加入者の高齢化などにより医療費が右肩上がり伸びており、赤字が続いています（表3）。

本年度は税率を据え置きましたが、今後、国保基金が枯渇してしまう見通しで、現行税率のまま運営を維持することができない危機的な状況にあります。

このまま医療費が増え続け、国保財政の収支が改善しない場合、国保税率の見直しが必要となりますが、加入者の皆さん一人一人が生活習慣や医療の受け方を見直すだけで医療費の伸びを抑えることができます。

日頃から健康づくりや医療機関の適正受診に努め、医療費の適正化を心掛けましょう。

〈表3〉1人当たりの医療費の推移



※1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による受診控えなどで減少。
 ※2 令和4年度の医療費は、現時点での見込み値。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療は、75歳以上（一定の障がいがある方は65歳以上）の方を対象とした制度で、保険料は「所得割額」「均等割額」の合計額となっています。

○後期高齢者医療保険料率などを改正

後期高齢者医療制度の被保険者の増加に伴い、医療費の増大が見込まれることから、所得割額の保険料率と均等割額が引き上げられました（表4）。

○賦課限度額を改正

後期高齢者医療保険料の負担の上限となる賦課限度額が引き上げられました（表4）。



〈表4〉後期高齢者医療保険料率など

区分	改正前	改正後
所得割率	8.23%	8.48%
均等割額	43,300円	44,300円
賦課限度額	64万円	66万円

大雨や台風に対する備えを

下水道事業課計画管理係 ☎22-1195

大雨や台風は、大きな浸水被害をもたらすことがあります。日頃から大雨や台風に備え、次のことに心掛けましょう。

○天気予報や気象情報に注意

「自分の住んでいる地域にも大雨が降るかもしれない」といった気持ちで、普段から天気予報や気象情報に十分注意しましょう。



○非常時の準備や行動

食料品や貴重品、携帯ラジオなどの準備と避難所の確認を行い、浸水の恐れがある場合は、車の移動や、畳上げを行うなど、自主的に早めの行動を心掛けましょう。



後期高齢者医療保険料の減免

新型コロナウイルス感染症により収入の減少などの影響を受けた被保険者のうち、一定の基準を満たす方は、申請により減免します。

▶対象 世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方か、世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が前年の3割以上と見込まれる方

▶申込期間 8月17日(水)～来年3月31日(金)

○お問い合わせ

- ・国保税に関すること
国保年金課国保税係 ☎22-7429
- ・後期高齢者医療制度に関すること
国保年金課高齢者医療係 ☎22-7466

児童手当特例給付の所得上限を創設

こども家庭課家庭支援係 ☎27-8563

児童手当法の改正により、児童手当特例給付を受ける方の所得上限額が創設されました。本年10月支給分から、所得が所得上限限度額以上の方へは支給されませんので、注意してください。

扶養親族等の数	所得上限限度額 (万円)	
	所得額	収入額の目安
0人	858	1,071
1人	896	1,124
2人	934	1,162
3人	972	1,200
4人	1,010	1,238
5人	1,048	1,276